

# 第6章 行為の制限に関する事項

## 6-2 届出対象行為（景観形成重点地区等を除く。）

（景観法第8条第2項第3号）

### （1）届出対象の考え方

高岡市全域を、高岡市景観計画の対象となる「景観計画区域」として一定の建築物等を届出対象として景観誘導を進めます。

これに加え、届出対象の範囲、景観誘導の程度性等をよりきめ細かく設定した、景観形成重点地区及び重点景観隣接地区を設定します。

なお、景観形成重点地区及び重点景観隣接地区の設定にあたっては、地元との協議等を経ながら決定していきます。

### （2）景観計画区域（高岡市全域）における届出対象行為

高岡市景観計画区域における届出対象行為は、以下のとおりとします。なお、届出内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の届出が必要になります。

（景観法 第16条 第1項 第1号・第2号関係）

行為の種類		届出が必要な行為の規模
	建築物	<ul style="list-style-type: none"><li>・高さ10m超 (届出対象区域の用途地域が第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の場合。または、市街化調整区域、白地地域、都市計画区域外の場合。)</li><li>12.5m超 (届出対象区域の用途地域が近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の場合。)</li><li>15.0m超 (届出対象区域の用途地域が商業地域の場合。)</li></ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・建築面積1,000m<sup>2</sup>超</li></ul>
建築物等の新築又は移転	①煙突、排気塔その他これに類する工作物 ②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物 ③彫像、記念碑その他これらに類する工作物 ④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物 ⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	<ul style="list-style-type: none"><li>・高さは建築物と同様 (建築物と一緒に設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物自体の高さが5m以下のものを除く。)</li></ul>
	⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物 ⑦垣、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	<ul style="list-style-type: none"><li>・高さ30m超 (建築物と一緒に設置される場合の高さは、地盤面から測定する。)</li><li>・高さ5m超、かつ長さ10m超</li></ul>
工作物	⑧観覧車、飛行塔、コ-スター、ウォーターシュート、メリーゴーランドその他これらに類する遊戯施設 ⑨コンクリートපළාත්、アスファルトපළාත්、クラッシャーපළාත්その他これらに類する製造施設 ⑩自動車車庫の用に供する立体的施設 ⑪石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設 ⑫ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設	<ul style="list-style-type: none"><li>・高さは建築物等同様 (建築物と一緒に設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物のみの高さが5m以下のものを除く。)</li></ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・建築面積1,000m<sup>2</sup>超</li></ul>

## 第6章 行為の制限に関する事項

行為の種類		届出が必要な行為の規模
建築物等の増築又は改築	建築物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増築又は改築後の高さ 10m超 (届出対象区域の用途地域が第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域の場合、または市街化調整区域、白地地域、都市計画区域外の場合。)</li> <li>12. 5m超 (届出対象区域の用途地域が近隣商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の場合。)</li> <li>15. 0m超 (届出対象区域の用途地域が商業地域の場合。)</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増築又は改築後の建築面積 1,000m<sup>2</sup>超 (増築又は改築に係る部分の建築面積が100m<sup>2</sup>以下のものを除く。)</li> </ul>
	①煙突、排気塔その他これに類する工作物	
	②装飾塔、記念塔、物見塔、風車その他これらに類する工作物	
	③彫像、記念碑その他これらに類する工作物	
	④高架水槽、冷却塔その他これらに類する工作物	
	⑤電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類する工作物	
	⑥電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増築又は改築後の高さ 30m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。)</li> </ul>
	⑦垣、さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増築又は改築後の高さ 5m超かつ長さ 10m超</li> </ul>
	⑧観覧車、飛行塔、コ-スタ-、ウォーターシュート、メリ-ゴ-ラウンドその他これらに類する遊戯施設	
	⑨コンクリートブロック、アスファルトブロック、クラッシャーブロックその他これらに類する製造施設	
	⑩自動車車庫の用に供する立体的施設	
	⑪石油、ガス、飼料、穀物その他これらに類するものを貯蔵する施設	
	⑫ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他の処理施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・増築又は改築後の高さ 5m超 (建築物と一体となって設置される場合の高さは、地盤面から測定する。ただし、工作物のみの高さが5m以下のものを除く。)</li> </ul> <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増築又は改築後の建築面積 1,000m<sup>2</sup>超 (増築又は改築に係る部分の表示面積が100m<sup>2</sup>以下のものを除く。)</li> </ul>

行為の種類		届出が必要な行為の規模
建築物等の外観の変更		・大規模行為に該当する建築物等の外観面積の1/2を超える変更

### (景観法 第16条 第1項 第4号関係)

行為の種類		届出が必要な行為の規模
土地の区画形質の変更	・行為に係る土地の面積3,000m <sup>2</sup> 超で、行為に伴い高さ5m超かつ長さ10m超の法面が生ずるもの	
屋外における物品の集積又は貯蔵	・行為の用に供される土地の面積3,000m <sup>2</sup> 超で、かつ集積又は貯蔵の高さ3m超	
鉱物の掘採又は土石の類の採取	・行為による地形の変更に係る土地の面積3,000m <sup>2</sup> 超で、行為に伴い高さ5m超、かつ長さ10m超の法面が生ずるもの	